



空き家を**売**りたい、**貸**したい!
権利関係をなんとかしたい!
空き家を有効活用したい!

八戸市内の

空き家を なんとかしたい!

どこに**相談**すればいいの?

はちのへ空き家解消ネットワークに
お気軽にご相談ください。☎ 0178-43-2824
5つの分野の専門家が解決に向けてサポート!

空き家を解消するためには、様々な課題を解決する必要があります。課題を解決するために「どこに相談したらよいかわからない」「何をすればよいかわからない」などの悩みに対し、ワンストップで空き家の相談に応じ、解決に向けてサポートを行っています。

連携している専門団体

不動産	宅地建物取引士・土地家屋調査士・不動産鑑定士
法務	弁護士・司法書士・行政書士
建築	建築士
空き家管理	シルバー人材センター
金融	金融機関

お問い合わせ 平日 8:15 — 17:00 (祝日・年末年始を除く)

八戸市 都市整備部 都市政策課(別館6階)

〒031-8686 青森県八戸市内丸1-1-1

☎ 0178-43-2824 📠 0178-41-2302

✉ akiya_network@city.hachinohe.aomori.jp

ご利用の流れについては裏面をご覧ください。

はちのへ空き家解消ネットワークに お気軽にご相談ください。☎0178-43-2824 5つの分野の専門家が解決に向けてサポート!

利用の条件

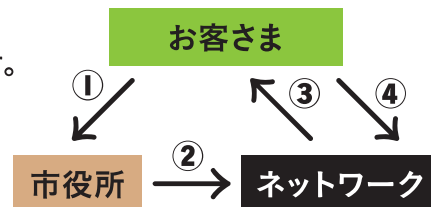
- ✓ 八戸市内にある空き家である。
- ✓ 空き家所有者、その親族等が売りたい、貸したいと思っている。
- ✓ 相談時点で不動産媒介契約を結んでいない。

準備するもの

- ✓ 空き家物件の所在地がわかるもの（固定資産税納税通知書など）
- ✓ 現況写真（あれば）

利用料金

無料 ※下記③については、2回目以降有料となる場合があります。



利用の流れ

① まずは市役所（都市政策課）に相談

市の職員が、所有者の意向や物件の情報などの聞きとりをいたします。

② 利用申請書などを市役所（都市政策課）に提出

市の職員と相談後（①）、**「はちのへ空き家解消ネットワーク利用申請書」** および **「はちのへ空き家解消ネットワークへの個人情報等提供同意書」** を市に提出してください。その後、聞きとった内容や書類を市から「はちのへ空き家解消ネットワーク」に提供します。

③ 専門家からプランの提案

相談内容に応じた専門家が、お客さまの意向に合わせたプランを提案いたします。

④ 専門家と契約・プランの実施

プラン内容に納得された場合、担当した専門家と契約し、プランを実施してください。

※プランの実施には費用が発生する場合があります。

※空き家を売却した場合の仲介手数料、報酬、登録免許税などの実費は所有者の負担となります。

お問い合わせ

平日 8:15 — 17:00（祝日・年末年始を除く）

八戸市 都市整備部 都市政策課（別館6階）

〒031-8686 青森県八戸市内丸1-1-1

☎0178-43-2824 📠0178-41-2302

✉ akiya_network@city.hachinohe.aomori.jp



八戸市の**空き家**を
なんとかしたい!
どこに相談すればいいの?